

## 公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

公 示 第 338 号

平成26年10月30日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 原口 剛

### 1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 平成26年度 民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業 一式
- (2) 実施主体 東京労働局職業安定部職業安定課  
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階
- (3) 事業概要 時間をかけたきめ細かい就職支援が必要なフリーター等を中心に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、希望者に対する職業紹介や就職支援セミナーの開催等、円滑な就職の実現に向けた継続的な支援を実施する。
- (4) 契約期間 契約締結日から平成27年3月31日まで
- (5) 仕 様 「平成26年度民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業企画書募集要領」による。

### 2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」について、A、B又はC等級に格付けされ、本事業の対象地区の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 企画書提出時において、職業紹介事業の許可を現に受けて、または届出をしており、かつ、受託した事業を実施する時点で、職業紹介事業の許可を受けて、または届出をしていることが確実であると認められること。
- (7) 受託した事業を実施する時点で、本事業の対象者に関して、本事業における職業紹介事業で取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないことが確実であると認められること。
- (8) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- イ 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（ただし、これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、企画書提出時において、処分等の日から3年を経過しない者でないこと。
- ニ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ホ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- ヘ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
- ト 過去1年間ににおいて、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

### 3 契約候補者の選定

「平成26年度民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について、「平成26年度民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を契約候補者に選定する。

### 4 企画競争に係る説明会の開催

#### (1) 日時及び場所

平成26年11月17日（月）15時

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎11階

共用会議室4

(2) 受付方法等

電話又はFAXにて受付する。なお、会場の都合により、参加人数は一事業者当たり最大2名とする。

(3) 連絡先

東京労働局 職業安定部 職業安定課  
若年雇用係 高橋・西本  
電話：03-3512-1657、FAX：03-3512-1565

(4) 申込み期限

平成26年11月14日（金）16時

**5 企画書募集要領を交付する日時及び場所**

平成26年10月30日（木）～11月13日（木） 9時～17時  
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階  
東京労働局 職業安定部 職業安定課  
若年雇用係 高橋・西本  
電話：03-3512-1657、FAX：03-3512-1565

**6 企画書募集に関する質問の受付及び回答**

- (1) 受付期間 平成26年11月19日（水）17時まで
- (2) 受付先 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階  
東京労働局 職業安定部 職業安定課  
若年雇用係 高橋・西本  
電話：03-3512-1657
- (3) 受付方法 電子メールまたはFAXにて受付する。  
電子メール：takahashi.minoru01@antei.mhlw.go.jp  
nishimoto.tatsushi@antei.mhlw.go.jp  
FAX：03-3512-1565
- (4) 回答期日 平成26年11月25日（火）12時までに企画競争参加者等に対して電子メールまたはFAXにて回答する。

**7 企画書等の提出期限等**

- (1) 提出期限 平成26年11月27日（木）17時
- (2) 提出先 上記6(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、書留郵便に限ることとし、提出期限までに到着するよう送付すること。
- (4) 提出書類 「平成26年度民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

**8 企画提案会の開催**

- (1) 日時 有効な企画書等を提出した者へ別途通知する。

- (2) 場 所 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎内  
詳細は別途通知する。
- (3) 内 容 事業企画書に基づく企画内容の説明及び質疑応答。  
ホワイトボード、パソコン、プロジェクター等は使用できない  
ので、提出された事業企画書等のみを用いた説明とする。
- (4) 時 間 1 事業者につき20分～30分程度、質疑応答時間10分を想定して  
いるが、詳細は別途通知する。
- (5) 出 席 者 1 事業者につき3名以内

## 9 その他

- (1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 企画書等の無効  
本公示に示した企画競争参加資格のない者の提出した企画書等、その他企画  
競争参加条件に違反した者の企画書等は無効とする。
- (5) その他  
詳細については「平成26年度民間活用によるキャリア・コンサルティング等  
就職支援事業に係る企画書募集要領」による。